

自衛隊の災害派遣

地震発生当時、陸上自衛隊第八普通科連隊は、連隊長以下連隊の大部分は富士地区において演習中であったが、副連隊長以下約200名の隊員をもって、直ちに普段の訓練どおり派遣の準備を行い、地震発生後約30分後には、偵察要員、各機関に対する連絡要員が出発した。

県では、地震発生後から59分後の14時29分に第八普通科連隊に災害派遣要請を行った。駐屯地においては、県との連絡を保ちつつ、自ら情報収集活動を実施し、速やかに要請に応じ、救助活動を実施し、翌日には連隊主力も合流し、本格的な救助活動を実施した。

また、自衛隊による個人住宅への屋根シート張りの救助活動が全国で初めて実施された。

(1) 派遣期間

10月6日～10月18日正午

(2) 派遣概要

支援人員

延べ1,546名（米子駐屯地1,186名、美保基地360名）

支援車両

472両（米子駐屯地449両、美保基地23両）



自衛隊の設置した入浴施設を利用する被災者

(3) 主な活動実績

給食支援

4,000食（主食2,000食、副食（味噌汁）2,000食）

給水支援

144.4トン

入浴支援

640名（利用者）

生活救護支援

屋根シート張り138軒、崩落防止シート張り12箇所

その他

派遣ヘリフライト 8回

(4) 派遣要請の手続き

県が行った災害派遣要請（全9回）及び部隊等の撤収要請（全7回）については、次のとおりである。

自衛隊に対する災害派遣要請

要請日	要請理由	派遣期間	活動希望区域	活動内容
平成12年10月6日	鳥取県西部地震により鳥取県西部地域のビル、家屋等が崩壊し、水道管等が諸処寸断されており、被災者の人命救助及び当面の生活支援のための自衛隊の派遣が必要とされるため。	平成12年10月6日から派遣を必要としなくなった時期までの間	鳥取県西部区域	人命救助、給食、給水、人員及び物資等の緊急輸送等の必要な活動
平成12年10月7日	鳥取県西部地震により境港市竹内団地地域が液状化現象を起こし、排水溝に土砂が溜まって、排水が困難となり、竹内団地住民の生活に支障をきたした。しかし、土砂の排除のために機械力を使用できず、多数の人力による作業に自衛隊の派遣が必要とされるため。 鳥取県西部地震により日野町及びび会見町の住民家屋の屋根が破損し、独居高齢者等の生活に支障をきたし、当面の生活支援に自衛隊の派遣が必要になったため。	平成12年10月7日から派遣を必要としなくなった時期までの間	境港市竹内団地地域	排水溝等の土砂撤去
			鳥取県日野町、西伯町及びび会見町	損壊した独居高齢者等への防雨用シートの展張
平成12年10月8日	鳥取県西部地震により日野町周辺の家屋が倒壊し、またガス・水道等が使用できず、住民の入浴が困難になり生活に支障をきたし、当面の入浴支援に自衛隊の派遣が必要になったため。 鳥取県西部地震により西伯町周辺の住民家屋が、土砂の崩壊による損壊の危険があり、崩壊の可能性のある土砂を事前に除去し、住家家屋の損壊を防止する自衛隊の派遣が必要になったため。	平成12年10月8日から派遣を必要としなくなった時期までの間	鳥取県日野町	入浴支援に必要な活動
			鳥取県西伯町	危険な崩壊土砂の除去
平成12年10月9日	鳥取県西部地震により西伯町及び日野町周辺の住民家屋の屋根が損壊し、独居高齢者及び身体障害者の生活に支障をきたし、当面の生活支援に自衛隊の派遣が必要になったため。 鳥取県西部地震により山腹クラックが多数確認されており、今後の降雨によっては山腹崩壊による道路、河川、人家への被害の発生が懸念されており、山腹クラックの監察調査のための自衛隊の支援が必要とされるため。 鳥取県西部地震により鳥取県溝口町内の家屋が損傷し、高齢者等の生活に支障をきたしているが、現在溝口町では消防団等が全力でかけ崩れの修復を実施中であり、他に代替力がなく、当面の生活支援に自衛隊の派遣が必要になったため。	平成12年10月9日から派遣を必要としなくなった時期までの間	鳥取県西伯町及び日野町下榎	ア 損壊した独居高齢者及び身体障害者宅への防雨用シートの展張 イ 崩壊する危険のある土砂へのシートの展張
			鳥取県西伯町	県職員による緊急調査への自衛隊ヘリコプターによる支援
平成12年10月12日	鳥取県西部地震により米子市の住民家屋の屋根が損壊し、今後雨漏りが予想され、独居高齢者及び身体障害者の生活に支障をきたしている。消防署にも依頼しているが、消防署単独での作業は困難であり、当面の生活支援に自衛隊の派遣が必要になったため。	平成12年10月9日から派遣を必要としなくなった時期までの間	鳥取県溝口町畑池、三部、大坂、溝口、谷川	損壊した高齢者世帯家屋に対するシートの展張
			鳥取県米子市	損壊した独居高齢者及び身体障害者宅への防雨用シートの展張

自衛隊災害派遣の撤収要請

要請日	要請理由	撤収要請希望日時	撤収を要請する部隊等
平成 12 年 10 月 8 日	鳥取県西部地震により鳥取県西部地域のビル、家屋等が崩壊し、水道管等が諸処寸断されたが、給水を除く必要な活動の自衛隊の派遣が必要でなくなったため。	平成12年10月8日 午前11時00分	車両及び人員
平成 12 年 10 月 8 日	鳥取県西部地震により西伯町周辺の住民家屋が、土砂の崩壊による損壊の危険があったが、崩壊の可能性のある土砂の除去作業が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなったため。	平成12年10月8日 午後4時45分	車両及び人員
平成 12 年 10 月 10 日	鳥取県西部地震による西伯町、会見町、日野町及び溝口町の住民家屋に対するシート展張活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなったため。	平成12年10月10日 午後4時	車両及び人員
	鳥取県西部地震により境港市竹内団地が液状化現象を起こし、排水溝に土砂がたまるなどの支障をきたしたが、土砂の排除活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなったため。	平成12年10月10日 午後2時10分	車両及び人員
平成 12 年 10 月 13 日	鳥取県西部地震による米子市の住民家屋に対するシート展張活動が終了し、自衛隊の派遣の必要がなくなったため。	平成12年10月13日 午後7時	車両及び人員
平成 12 年 10 月 15 日	鳥取県西部地震による日野町の住民に対する給水活動が町で対応可能となり、自衛隊の派遣の必要がなくなったため。	平成12年10月15日 午後6時	車両及び人員
平成 12 年 10 月 18 日	鳥取県西部地震による日野町の住民に対する入浴支援が、入浴施設（リバーサイドひの）の復旧により可能となり、自衛隊の派遣の必要がなくなったため。	平成12年10月18日 正午	車両及び人員

自衛隊活動実績内訳

※ 日ごとの活動実績は判明のみ記載しており、個別数値の合計と「計」欄とは一致しない場合がある

支援内容	対象市町村	単位	日														計
			6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日			
給食支援	日野町	食	1,000	1,000	2,000												4,000
給水支援	境港市、日野町、会見町	トン	6.0	25.0	24.5	33.1	24.3	10.6	11.4	4.6	3.2	1.7					144.4
屋根シート張り	日野町、会見町、西伯町、溝口町、米子市	軒		6	82	13							22				138
崩落防止シート張り	西伯町、溝口町	箇所					12										12
入浴支援 (入浴者数)	日野町	人				67	70	165	124	63	74	50	22	5			640
ストーブ貸し出し	西伯町	台		25													25



液状化現象によって流出した土砂を撤去する自衛隊